

町田市議会議長
吉田 つとむ 様

2017年4月17日

審査請求人
住所 町田市小山田木部2-15-42-303
氏名 町田市政を語る会 草の根
 小木美知
連絡先 042-797-3604

反論書

1 議員の政務活動費の支出に、議員個人の「カード」で、政務活動費を使うことと自体が、公私混同です。公私混同でないことを証明するには、一つには、政務活動費専用のカードを使用すること、又は、個人番号カードを公開することです。

隠すこと自体が、不正な支出を推定されてもおかしくありません。

2 カード番号の公開基準があると知り、調べました。

国際カードブランド5社(American Express、Discover、JCB、MasterCard、VISA)が共同で設立した協議会である PCI 国際協議会が作った PCIDSS (Payment Card Industry Data Security Standard) で、クレジットカードナンバーの公開基準が定められています。

http://www.jcdsc.org/pci_dss.php

これによれば、会員カードのみならずクレジットカードでも、上6桁、下4桁は公開しても安全性に問題ないとしています。

カード使用はナンバーだけでなく、有効期限、裏面のセキュリティーコードも含めて初めて利用できるようになってきているところが多く、下4桁(上6桁含む)では不正のしようがないというのが協会の見解です。

実際に大手通販ショップで下4桁の番号は普通のメールに流しています。クレジットカードを実店舗で使うときにも下4桁は印字していますし、それを拾った人が下4桁でカードを特定して不正使用したということも事例がありません。もし不正使用があれば、すぐに明示は禁止になっています。

ということで、クレジットカードの上6桁、下4桁の公開は問題ないというこ



とです。今回非開示情報とされた、ポイントカード番号は言うまでもなく、もっとセキュリティ要件の低い会員カードも同様です。

- 3 2017年3月22日付の町田市議会議長吉田つとむ名での弁明書では、
「会員カードの番号が公開されると、第三者が各会員にログインすることが可能となる恐れがあり、購入履歴やポイント利用履歴等の漏えいにつながる恐れがある。」と述べていますが、上記2の記述のとおりです。
万が一、仮に、漏洩しても、公金に関する情報であり、公正に使われているのであれば、領収書と同じくなんら問題はありません。
また、上記議長名での弁明書の以下の記述
「…このため、会員カードの番号は議員の個人生活に関する情報であり、…」
は、議員が個人生活すなわち私的に利用している会員カードを使って政務活動費の支出をしていることを前提とした弁明です。
上記1で述べたように「公私混同」をしていること、政務活動費の私的流用、不正支出を疑うに足る弁明です。

- 4 三鷹市議会では、三鷹市議会政務活動費に関する取扱い要項
(支出の原則) 第2条の2項において、
(8) 電話代、ガソリン代、プリペイドカード等用途を容易に判別し難い経費とあり、政務活動費の経費として、支出してはならない事になっています。
政務活動費は公金であり、用途についての説明責任があることを、議会が真摯に受け止めている先進事例です。